

大田区いじめ防止基本方針

平成 26 年 9 月 24 日 大田区教育委員会決定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

大田区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定）並びに「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成 26 年 7 月 10 日 東京都・東京都教育委員会決定）に基づき、大田区におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。

第 1 条 基本方針策定の意義

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

基本方針は、こうした学校におけるいじめの問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持する目的のもと、大田区（以下「区」という。）・教育委員会、区立学校、家庭、地域社会その他の関係機関が相互に連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

第 2 条 いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第 3 条 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

第 4 条 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、区・教育委員会、学校、家庭、地域社会その他の関係機関は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに

解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見、早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

いじめに関する児童・生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、児童・生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、児童会・生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、児童・生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。家庭、地域社会その他の関係機関は、学校のこれらの取組を支援する。

教育委員会は、指導課における問題行動対応サポートチームによる学校支援を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を学校や家庭に派遣するなど、いじめの防止について学校を支援する。

2 児童・生徒をいじめから守り通し、児童・生徒のいじめ解決に向けた行動の推進

いじめられた児童・生徒を守る

いじめられた児童・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童・生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、学校、家庭、地域社会その他の関係機関が連携し、いじめられた児童・生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

児童・生徒の取組を支える

学校は、周囲の児童・生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員や保護者等に伝えた児童・生徒を守り通すとともに、周囲の児童・生徒の発信を促すための児童・生徒による主体的な取組を推進する。また、教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関は、学校のこれらの取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

学校が一丸となって取り組む

学校がいじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底するなど、学校全体による組織的な対応が不可欠である。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域住民、関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する児童・生徒がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、児童・生徒に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、児童・生徒をいじめから保護する必要がある。

また、保護者や地域住民及び関係機関は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

第5条 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進基本的方針」（平成26年7月10日東京都・東京都教育委員会決定）及び基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く。
- (2) 重大事態が発生した場合には、区・教育委員会又は当該学校は、その事態に対処し、及びその当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、区・教育委員会又は当該学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

- ・ 学校全体に「いじめは絶対に許されない」という意識を高める。
- ・ 各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめを行わない態度を養う。
- ・ 児童・生徒がいじめ防止について主体的に考え、児童・生徒が「いじめ撲滅宣言」を行う等いじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ 校内研修等OJTの充実やOff-JT等を通じて教職員の資質を向上する。
- ・ インターネットによるいじめの防止のための啓発活動を行う。
- ・ 家庭訪問や教育相談、学校だよりなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。 など

(2) 早期発見

- ・ 児童・生徒の発するいじめに関するサイン等の観察に努める。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握とともに、児童・生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・ 保健室や相談室等の利用や電話相談窓口の周知等による相談体制を整備する。
- ・ いじめに関する情報を全教職員で共有化する。
- ・ 保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。 など

(3) 早期対応

- ・ いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織として対応する。
- ・ いじめられた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた児童・生徒を指導する。
- ・ いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組やいじめを撲滅する取組を行う。
- ・ いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。

- ・ 学校便りや保護者会の開催など保護者と情報を共有する。
- ・ 関係機関や専門家等と相談・連携して対応する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察と連携して対応する。 など

(4) 重大事態への対処

- ・ いじめられた児童・生徒の安全を確保する。
- ・ いじめられた児童・生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・ いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・ 必要に応じ、児童・生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・ 関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対処を行う。
- ・ 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び教育委員会が行う調査に協力する。
- ・ 重大事態発生について教育委員会や区長に報告する。
- ・ 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。 など

第6条 区におけるいじめ問題対策の取組

1 区におけるいじめ問題対策

区は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るとともに、区長と教育委員会によりいじめ問題対策について検討し実施する。

2 教育委員会におけるいじめ問題対策

教育委員会は、区長との検討を踏まえ、学校、教育センター、警察、少年センター及び子育て支援関係機関等で構成する生活指導に関するネットワークにより、いじめの防止等のための対策を実効的に行う。主な内容は以下のとおりである。

- ・ いじめの防止等のための調査研究等、専門的見地からの対策の検討
- ・ 学校からのいじめの通報・相談に対する当事者間の関係の整理及び解決の支援
- ・ 学校が行ういじめ防止等のための取組への支援
- ・ 学校において重大事態が発生した場合の事実関係を明確にするための調査

3 大田区いじめ問題調査委員会の設置

学校で重大事故が発生し、法第30条第1項又は法第31条第1項に基づき学校が調査した結果の報告を受けた区長及び教育委員会は、必要があると認めるときは、公平、公正な調査を行うためにいじめ問題調査委員会を設置し、法第28条第1項の規定に基づく調査の結果についての調査（再調査）を行うことができる。

4 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受ける体制を整備するとともに、定期的に児童・生徒及びその保護者等に周知する。

また、スクールソーシャルワーカー等による家庭支援など、いじめの防止等に対する保護者等への相談体制を整備する。

(2) 関係機関等と連携した取組の推進

児童館、その他の福祉機関や医療機関、民生・児童委員、青少年育成団体、警察などと連携し、及び放課後児童健全育成事業などとの関連を踏まえ、取組を推進する。

(3) 教職員の資質・能力の向上、専門的知識を有する人材の確保等

教職員の研修の充実や学校におけるOJTの推進等による教職員の能力の向上に努めるとともに、養護教諭その他の教職員の配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他の専門的知識を有する者の確保等の必要な措置を講じる。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応に資するため、児童・生徒に対する情報モラル教育の充実及び児童・生徒やその保護者に対する啓発活動を行う。

(5) 啓発活動の推進

いじめ防止のための広報その他の啓発活動を推進する。

(6) いじめ防止等のための調査研究の実施

いじめ防止のための調査研究及び検証などを行い、その成果を普及・啓発する。

など

第7条 その他

区及び教育委員会は、この方針に基づく取組状況を確認し、その結果に基づき、必要に応じて適切に対応していく。